

三沢周辺地区子育て支援施設再編基本構想及び基本計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル審査要領

本要領は、三沢周辺地区子育て支援施設再編基本構想及び基本計画策定支援業務委託事業者を選定するに当たり、企画提案書等の評価について、必要な事項を定めるものとする。

1 選定方法

- (1) 事業者の選定は、本要領に基づいて評価を行う。
- (2) 審査項目は、「2 審査基準」により行う。
- (3) 審査項目の合計点（200点満点）の結果をもって、三沢周辺地区子育て支援施設再編基本構想及び基本計画策定支援業務委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の審査により選定を行う。

なお、応募者が一者のみとなった場合でも、本要領に基づき、審査を行う。また、委員会委員の評定合計点が満点に対して60%に満たない場合は、最優秀提案者として選定しないとして、再度募集を行うものとする。

2 審査基準

提出された企画提案書等に基づく審査の内容を踏まえ、別表「審査基準表」に基づき、委員の総合的判断により審査を行う。

- (1) 評価項目毎に委員会委員が客観的に審査を行う。
- (2) 各委員会委員の意見を基に、各委員会委員の専門的視点からの意見交換を行い、それらの意見を踏まえ審査を行う。